



平成 30 年 12 月 27 日

各 位

会 社 名 トレイダーズホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 金丸 勲  
( J A S D A Q ・ コード 8704 )  
問合せ先 取締役 加藤 潤  
( TEL 03-4330-4700 (代表) )

### 課徴金についての審判手続開始決定に対する答弁書の提出に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 12 月 18 日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」にて公表しておりますとおり、同日付で、過年度の有価証券報告書等の訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、当社に対する金 1 億 3,170 万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされ、その後、課徴金についての審判手続開始決定通知書を金融庁長官より受領いたしました。

これを受けまして、当社は、本日開催の取締役会において、同通知書に記載の課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

今後、当社は、金融庁からの課徴金の納付命令の決定に従い、当該課徴金（納付すべき課徴金の金額 金 1 億 3,170 万円）を納付いたします。

この度は、当社において当社子会社である株式会社 ZE エナジーに係るのれんの減損損失計上の時期及び減損金額等の会計処理について誤謬があったこと等により上記のような事態となり、株主・投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

平成 30 年 10 月 9 日付「誤謬による不適切な会計処理等に対する再発防止策に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、当社は、既にかかる誤謬等が生じた原因に関する再発防止策を策定しており、引き続き、内部管理体制の強化等を通して再発防止及び関係者の皆様の信頼回復にグループ全社を挙げて努力し邁進してまいります。

以 上